

令和 3 年 6 月 28 日
総務部 人事課

議員選出監査委員について

1 議員選出監査委員の選任

(1) 地方自治法の改正

政府の第 31 次地方制度調査会答申が平成 28 年 3 月に公表され、議選監査委員のあり方として、「議選監査委員は、実効性ある監査を行うために必要という考え方で導入されたものであり、そうした役割を担うことについて評価する考え方から引き続き議選監査委員を存置することも考えられるが、一方で、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は議会としての監視機能に特化していくという考え方もあることから、各地方公共団体の判断により、監査委員は専門性のある識見監査委員に委ね、議選監査委員を置かないことを選択肢として設けるべきである。」と答申された。

第 31 次地方制度調査会答申を踏まえて、監査委員と議会のチェック機能における役割分担を純化することも、ガバナンスの一つのあり方としてあり得るものと考えられることから、平成 29 年 6 月に地方自治法が改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）され、各地方公共団体の判断で条例の定めるところにより、議員選出監査委員を選任しないことができることとなった。

・地方自治法（抜粋）

（設定及び定数）

第 195 条第 2 項 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては 4 人とし、その他の市及び町村にあつては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

（選任及び兼職禁止）

第 196 条第 1 項 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。）及び議員のうちから、これを選任する。

（略）

同条第 6 項 議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては2 人又は 1 人、その他の市及び町村にあつては 1 人とするものとする。



【改正】（平成 30 年 4 月 1 日施行）

第 196 条第 1 項 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。）及び議員のうちから、これを選任する。

（追加）ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

なお、第31次地方制度調査会における各委員からの意見は、以下のとおり。

○第31次地方制度調査会での委員意見（主なもの）

（佐々木委員／中央大学教授（行政学））

・制度としてはやはり住民自治とか、住民監視という立場から言うと、お金の技術的な効率性、効果性あるいは合法性の議論だけではなくて、少し政策の妥当性みたいなお話も多分、選挙で選ばれてきている方々は意識として持っていますので、私は、議選監査委員は置いた方がいいのではないか。

・戦前の市会、町会、村会は監査が仕事

（辻委員／一橋大学教授（行政学））

・分権の大前提からすると、自由度を増していく改革が重要で、議選のない可能性をつくっていくことが重要

（大山委員／駒澤大学教授（政治学））

・議会の経費も監査の対象ですので、住民から見ると、自分が使っているものを自分で監査するみたいに逆にとられるおそれもある

（伊藤委員／首都大学東京教授（行政学））

・本来、議会が監査に関してきちんとチェック機能を果たすというためには、監査の結果や首長の策定した決算について、議会がきちんとチェックをする、議会全体としてチェックをすることのほうが重要であって、その代表者の1人が誰かが出ていって、監査の業務を兼ねるということは、むしろ首長と議会との緊張関係という観点からも余り望ましくない

〔参考〕平成29年5月30日 参議院総務委員会での参考人意見

（第193回国会参議院総務委員会会議録第15号より）

（参考人：江藤俊昭／山梨学院大学教授（行政学））

～略～

かなり多くの議論の中に、議選の監査委員は独立性、専門性から問題ではないか、なじむのか。それから、単にポストの一つとしてみなされて、任期が四年にもかかわらず短期で替わることにはいかがなものか。あるいは、今日、政務活動費問題も含めて、議会にかかわる住民監査請求が多く上がっていて、これでは審査できないんじゃないだろうか。これは確かにそういうふうな議論があつて、議選の監査委員制度自体の廃止というのも長年強調されていました。

～中略～

いわば用心棒説というのがあるんですが、これは、監査委員制度が生まれたときに、政府の説明で、識見だけではなくて力を持った議選がいることによって充実した監査が可能なんじゃないだろうかという議論だったと思うんですけども、政治的な感覚を持って監査に当たることも必要だ、実際はこうした役割を実践している議会は少ないかもしれないので、その可能性というのはあるんじゃないかなというふうに思っています。だから、なくせばいいという議論ではないということです。

～以下略～

(2) 三重県の選任状況

現在、三重県においては、識見を有する者から2人、県議会議員から2人の計4人の監査委員を選任している。なお、三重県監査委員条例において定数の規定はなく、地方自治法第195条第2項の規定により定数を4人、地方自治法第196条第6項の規定により議選監査委員を2人又は1人としている。

※参考：三重県監査委員条例の改正状況

改正日等	提案区分	内容
平成3年6月29日 三重県条例第22号	知事提案	地方自治法の一部改正により、監査委員の監査対象及び選任資格が改められたことに伴い、「知識経験を有する者」を「識見を有する者」に改正等
平成11年5月21日 三重県条例第32号	知事提案	監査委員の独立性及び専門性を高めるため、議員のうちから選任する監査委員の数を現行の2人から1人に改正【旧第2条】
平成17年3月28日 三重県条例第39号	議員提案	監査機能の充実を図るため、議員のうちから選任する監査委員の数に関する規定（旧第2条）を削除 ⇒これにより、地方自治法第196条どおり2人又は1人となった

2 各都道府県の議員選出監査委員の設置状況

都道府県レベルでは、現時点で議員選出監査委員を選任していない団体は、大阪府のみ。

※参考

【全国の状況】

- 議選委員数 2名：41都道府県（三重県他）
1名：5県（長野県、滋賀県、鳥取県、福岡県、佐賀県）
0名：1府（大阪府）
- 条例に議選委員の数の定めがない県：6県（群馬県、富山県、香川県、愛媛県、高知県、三重県）

○地方自治法

〔設置及び定数〕

第百九十五条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

- ② 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては四人とし、その他の市及び町村にあつては二人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

〔選任及び兼職禁止〕

第百九十六条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

- ② 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が二人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から一を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。
- ③ 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。
- ④ 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。
- ⑤ 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。
- ⑥ 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とする。

○第 31 次地方制度調査会答申（平成 28 年 3 月 16 日）「議選監査委員のあり方」

議選監査委員は、実効性ある監査を行うために必要という考え方で導入されたものであり、そうした役割を担うことについて評価する考え方から引き続き議選監査委員を存置することも考えられるが、一方で、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は議会としての監視機能に特化していくという考え方もあることから、各地方公共団体の判断により、監査委員は専門性のある識見監査委員に委ね、議選監査委員を置かないことを選択肢として設けるべきである。